

資料 用語の説明

(※1) 住宅扶助

生活保護費の内、家賃・間代・地代及び家賃補修などの費用

(※2) 生活扶助

生活保護費の内、日常生活を営むうえでの基本的な費用

(※3) 誘導居住面積水準

豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建て住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。その面積（住戸専用面積・壁芯）は以下のとおり。

(1) 一般型誘導居住面積水準

①単身者：55 m²

②2人以上の世帯：25 m²×世帯人数+25 m²

(2) 都市居住型誘導居住面積水準

①単身者：40 m²

②2人以上の世帯：20 m²×世帯人数+15 m²

(※4) 最低居住面積水準

世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。住生活基本計画（全国計画）で定められている。その面積（住戸専用面積・壁芯）は以下のとおり。

(1) 単身者：25 m²

(2) 2人以上の世帯：10 m²×世帯人数+10 m²

(※5) 長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための国の認定基準を満たした住宅

(※6) 住宅確保要配慮者

高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯、ひとり親、外国人等の住宅の確保に配慮が必要な方

(※7) コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や高齢化が進む地方都市において、生活に必要な機能を維持しながら、高齢者が安心して暮らせるように地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める政策

(※8) ゼロカーボンシティ

持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、豊かで多様な自然環境を将来につなげるため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す自治体

(※9) リバースモーゲージ

自宅を担保に金融機関から融資を受け、死亡後に自宅を売却して返済する融資制度。利用者が存命中は原則、利息の支払いのみで融資を受けることが可能。

(※10) 地域優良賃貸住宅

高齢者、障がい者、子育て世帯等向けの住環境が良好な賃貸住宅の供給の促進を目的に、特優賃・高優賃の両制度を再編して施策対象を重点化し、整備費や家賃減額に対する助成を行う制度。国の要綱に基づき、平成19年9月に制度化された。

(※11) 「安心R住宅」制度

これまでの既存住宅（中古住宅）のイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者にわかりやすく提供する仕組み

(※12) 均等積立方式

一定の金額で修繕積立金を徴収する方式

(※13) 段階増額積立方式

一定の期間が経過してから段階的に徴収金額を増額して徴収していく方式

(※14) 長期修繕計画

建物等の経年による劣化に対処するために適切な時期に適切な修繕工事を行うため、将来予想される修繕工事やその工事等に必要な経費を算出しました。組合員から徴収する月々の修繕積立金額を決定する際に元となる。

(※15) 標準様式

長期修繕計画の計画期間が30年以上かつ計画期間中ににおいて2回以上の大規模修繕工事を含んでいる、国土交通省の長期修繕計画作成ガイドライン標準様式に準拠した項目を含んでいるなど